

※赤い囲いは、強化項目に対応する部分、赤文字は第3次計画との変更箇所を示す。

計画		第3次計画		
計画期間	平成26年度～平成30年度（5年間）			
強化項目	(1) 配偶者からの暴力への理解促進 (2) 被害者の状況に配慮した支援体制の整備 (3) 一時保護における支援の充実 (4) 市町村への支援の推進			
基本目標	重点目標	施策の方向		
I 配偶者からの暴力を許さない社会づくり	1 暴力を許さない社会の実現に向けた普及啓発の実	◆配偶者からの暴力防止に向けた啓発・広報の推進		
	2 配偶者からの暴力被害発見への取組の充実	◆早期発見に向けた体制づくり ◆通報への適切な対応		
	3 未然防止対策としての若年層への教育・啓発の充	◆暴力の未然防止に向けた理解の促進 ◆学校における教育等の実施		
	II 相談・保護体制の充実	4 安心して相談できる環境の整備	◆相談につなげる体制整備 ◆配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ◆婦人相談員等による適切な支援 ◆警察における支援 ◆地域における相談体制の充実	
		5 外国人・障害者・高齢者への配慮	◆外国人、障害者、高齢者への対応の充実	
6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実		◆緊急時における安全の確保 ◆一時保護体制の充実		
7 保護命令に対する適切な支援と対応		◆保護命令制度への対応		
III 自立支援の充実	8 被害者への総合的な支援	◆福祉制度を活用した支援の実施 ◆その他被害者への適切な情報提供・支援		
	9 就業支援の充実	◆就業に向けた情報提供・助言 ◆就業支援機関の活用		
	10 住宅確保に係る支援の充	◆住宅への入居支援		
	11 子どもに対する支援の実施	◆子どもへの支援の実施 ◆子どもが安心して生活できる環境整備		
IV 職務関係者による適切な配慮	12 被害者への配慮	◆被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底		
	13 職務関係者の資質向上のための取組の実施	◆職務関係者の資質向上		
V 施策推進のための連携体制の強化	14 関係機関との連携強化	◆関係機関連携会議等の開催 ◆被害者支援のためのネットワークの強化		
	15 市町村における支援体制の強化	◆市町村への支援の推進		
	16 民間団体等との連携と協働	◆民間団体等との連携の促進 ◆民間団体等と連携した人材の育成		
	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	◆苦情の適切かつ迅速な処理		

基本理念	
●個人の尊厳が尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会 ●配偶者等からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会 ●配偶者等からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会	
第3次計画における課題と第4次計画の方向性	
◆現状◆	精神的暴力や性的暴力がDVであるという認識が希薄
◆課題◆	暴力の種類によらず、「暴力は人権侵害である」ということへの理解促進
◆対策◆	DVに関する正しい認識についての周知・啓発及び若年層への教育の推進(デートDV予防対策の強化)
◆現状◆	暴力を受けていながらも、「どこ(だれ)にも相談していない」人が約半数
◆課題◆	DV被害の潜在化防止と相談機関に対する認識不足
◆対策◆	相談機関に関する情報の周知・啓発
◆現状◆	男女間の暴力の防止には、「身近な相談窓口の増加」や「学校や家庭における教育」が必要という意見が多数
◆課題◆	地域における相談窓口の周知及び学校教育等、若年層への教育の充実(デートDV予防対策の強化)
◆対策◆	地域における相談窓口の周知及び学校における教育の充実
◆現状◆	・配暴センターへの相談は年間1,100件以上 ・DV被害者は複数の問題(性暴力、児童虐待、経済的困窮等)を抱えていることが多い。 ・多様な被害者(外国人、障害者、高齢者、LGBT等)への相談対応が求められている。
◆課題◆	複雑・多様化する相談に適切に対応する相談体制整備の促進
◆対策◆	あらゆる被害者へ向けた相談機関の周知・啓発(DV被害の潜在化防止)及び相談員の資質向上
◆現状◆	・一時保護に同伴する子どもがいる割合は半数以上 ・DV被害者の子どもは親の暴力の現場を目撃したり児童虐待を併発
◆課題◆	同伴する子どもに対する学習支援や心身のケア
◆対策◆	児童相談所等の関係機関との連携強化
◆現状◆	DV防止計画策定市町村は17市町村(H30.3現在)
◆課題◆	DV防止計画策定市町村数の増加

計画		第4次計画		
計画期間	2019年度(平成31年度)～2023年度(5年間)			
強化項目	(1) 若年層への教育及び周知・啓発の推進 (2) 相談員等の資質向上 (3) 関係機関のネットワークの充実			
基本目標	重点目標	施策の方向		
I 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進	1 配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向け	◆配偶者等からの暴力防止に向けた周知・啓発の実施		
	2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実	◆早期発見に向けた体制づくり ◆通報への適切な対応		
	3 未然防止対策としての若年層への教育等の充実	◆配偶者等の暴力の未然防止に向けた理解の促進 ◆学校における教育等の実施		
	II 被害者に配慮した相談・保護体制の充実	4 安心して相談できる環境の整備	◆相談につなげる体制整備 ◆配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ◆婦人相談員等による適切な支援 ◆警察における支援 ◆地域における相談体制の充実	
		5 外国人、障害者、高齢者等への配慮	◆外国人、障害者、高齢者等への対応の充実	
6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実		◆緊急時における安全の確保 ◆一時保護体制の充実		
7 保護命令に対する適切な支援と対応		◆保護命令制度への対応		
III 自立に向けた環境整備の促進	8 被害者への配慮	◆被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底		
	9 相談員等の資質向上のための取組の充実	◆相談員等の資質向上のための取組実施		
	10 被害者への総合的な支援	◆福祉制度を活用した支援の実施 ◆その他被害者への適切な情報提供・支援		
	11 就業支援の充実	◆就業に向けた情報提供・助言 ◆就業支援機関の活用		
IV 関係機関の支援ネットワークの充実	12 住宅確保に係る支援の充	◆住宅への入居支援		
	13 子どもに対する適切な支援	◆個々の子どもに寄り添った支援 ◆子どもが安心して生活できる環境整備		
	14 関係機関との連携強化	◆関係機関連絡協議会等の開催 ◆被害者支援のためのネットワークの強化		
	15 市町村における支援体制の強化	◆市町村への支援の推進		
	16 民間団体等との連携と協働	◆民間団体等との連携の促進 ◆民間団体等と連携した人材の育成		
	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	◆苦情の適切かつ迅速な処理		